

平成 17 年 7 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ト ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 植 田 剛 史
コ ー ド 番 号 7412 名 証 ・ 東 証 第 二 部
問 合 せ 先 総 務 部 長 鈴 木 嗣 郎
電 話 0 5 2 (7 0 2) 7 5 0 0

**第三者割当増資（普通株式・優先株式発行）及び
転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ**

当社は、平成 17 年 7 月 6 日開催の取締役会において、第三者割当増資（普通株式・優先株式発行）及び転換社債型新株予約権付社債発行について、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、平成 17 年 5 月 20 日に発表の通り、減損損失の計上及び不採算店舗の抜本的整理への手当てとして、第三者割当増資（普通株式・優先株式）及び転換社債型新株予約権付社債の発行を平成 17 年 6 月 24 日開催の第 34 回定時株主総会に上程し、株主の皆様のご承認を頂きました。

これを受けて、本日開催の取締役会において発行内容を決議し、当社の事業再建へ向けて着実な一歩を踏み出すことができました。

今後は、健全な財務体質のもと、今回調達する資金を活用し、不採算店の抜本的整理・業態転換、新規出店及び業務効率化のための前向きな投資を行い、早期の事業再建及び長期的な発展を図るべく事業に邁進する所存でございます。

記

1. 第三者割当増資による普通株式の発行

発行内容の詳細は別紙 1 記載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

新 株 の 種 類 : 株式会社アトム普通株式
発 行 株 式 数 : 11,000,000 株
発 行 価 額 : 1 株につき 200 円
発行価額の総額 : 2,200,000,000 円
資 本 組 入 額 : 1 株につき 100 円
資本組入額の総額 : 1,100,000,000 円
払 込 期 日 : 2005 年 7 月 14 日（木）

2. 第三者割当増資による優先株式の発行

発行内容の詳細は別紙 2 記載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

新 株 の 種 類 : 株式会社アトム第 1 回優先株式
発 行 株 式 数 : 9,000,000 株
発 行 価 額 : 1 株につき 200 円
発行価額の総額 : 1,800,000,000 円
資 本 組 入 額 : 1 株につき 100 円
資本組入額の総額 : 900,000,000 円
払 込 期 日 : 2005 年 7 月 14 日 (木)
当 初 転 換 価 額 : 200 円

3. 転換社債型新株予約権付社債の発行 (第 1 回)

発行内容の詳細は別紙 3 記載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

社 債 の 名 称 : 株式会社アトム第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
払 込 期 日 : 2005 年 7 月 14 日 (木)
償 還 日 : 2010 年 7 月 14 日 (水)
社 債 の 総 額 : 600,000,000 円
各 社 債 の 金 額 : 1,000,000 円の 1 種とする。
利 率 : 2%
発 行 価 額 : 額面 100 円につき金 100 円とする。ただし、本新株予約権は無償にて発行する。
償 還 価 額 : 額面 100 円につき金 100 円とする。
物上担保及び保証 : 本社債には物上担保又は保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
当 初 行 使 価 額 : 300 円
行使価額の修正 : 行使価額は、2008 年 7 月 14 日をもって、500 円に修正される。

4. 転換社債型新株予約権付社債の発行 (第 2 回)

発行内容の詳細は別紙 4 記載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

社 債 の 名 称 : 株式会社アトム第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
払 込 期 日 : 2005 年 7 月 14 日 (木)

償 還 日 : 2010 年 7 月 14 日 (水)
社 債 の 総 額 : 500,000,000 円
各 社 債 の 金 額 : 1,000,000 円の 1 種とする。
利 率 : 2%
発 行 価 額 : 額面 100 円につき金 100 円とする。ただし、本新株予約権は無償に
て発行する。
償 還 価 額 : 額面 100 円につき金 100 円とする。
物上担保及び保証 : 本社債には物上担保又は保証は付されておらず、また、本社債のた
めに特に留保されている資産はない。
当 初 行 使 価 額 : 500 円

(ご参考)

1. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	10,462,196 株
増資による増加株式数	20,000,000 株
（うち普通株）	11,000,000 株
（うち第1回優先株式）	9,000,000 株
増資後の発行済株式総数	30,462,196 株

2. 増資・新株予約権付社債発行の理由及び資金使途等

(1) 株主以外の者に対して特に有利な価額をもって新株及び新株予約権を発行する理由

当社は、減損会計の適用により多額の減損損失の計上が免れない状況にあり、平成 18 年 3 月期の業績見通しにおける最終損益が大幅な赤字計上となる見込であります。このままでは、債務超過に陥る可能性があるため、早期に財務体質の健全化と事業の再建を図るべく資本調達を行うことが必要不可欠であると判断するに至りました。また、オリンパス キャピタル ホールディングス アジア ホンコン リミテッドが招聘した戦略的パートナーである株式会社コロワイドの事業支援を得ることで、当事業の抜本的再建を図る所存です。

(2) 調達資金の使途

今回調達した資金は、今後予定している店舗のスクラップアンドビルド等への設備資金として活用すると共に、借入金の返済原資として充当する予定です。

(3) 発行価額等の決定方法

発行価額、転換価額及び行使価額につきましては、第三者割当増資・新株予約権付社債の引受確保が事業再建上必須であること、及び今後の事業再建過程において協力的関係を得られるスポンサーへの割当てであることを鑑み、当社の財政状態や収益状況を踏まえて決定致しました。

なお、発行価額、転換価額及び行使価額の決定に際しましては、独立した第三者である東京共同会計事務所による評価を参考にしております。

(4) 業績に与える見通し

現時点では、今回の資金調達に伴う業績見通しの変更はございません。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、中長期的な観点から、株主の皆様に対して安定的に配当を行うと共に、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の拡充及び有効活用を経営の重要な課題と位

置付けております。

今回の事業再建により、財務体質の改善是正を行いながら、早期に利益配当ができるよう努力致す所存です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっての基本的な考え方は、上記(1)の通りです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、財務体質の改善資金及び新規設備投資等今後の成長資金として有効に活用してまいります。

(4) その他

該当事項はありません。

(5) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株あたり当期純損益	10.97 円	19.49 円	87.24 円
1 株あたり年間配当金	15.00 円	15.00 円	5.00 円
実 績 配 当 性 向	136.7%	77.0%	-
株主資本当期純利益率	1.6%	2.7%	12.1%
株 主 資 本 配 当 率	2.0%	2.0%	0.7%

(注)平成 17 年 3 月期においては、当期純損失を計上したため、実績配当性向については記載していません。

4. 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(2) 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
始値	1,430 円	1,315 円	1,338 円	1,015 円
高値	1,495 円	1,460 円	1,349 円	1,015 円
安値	1,111 円	1,250 円	940 円	395 円
終値	1,300 円	1,334 円	1,002 円	570 円
株価収益率	118.51 倍	68.45 倍	一倍	一倍

(注 1)平成 18 年 3 月期の株価については、平成 17 年 7 月 5 日現在で表示しております。

(注2)株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株あたり当期純利益で除した数値です。

(注3)高値及び安値は、東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

5. 割当予定先の概要

(1) 普通株式及び第1回優先株式の割当予定先

割 当 予 定 先 の 名 称			オリンパス・キャピタル・ダイニング・ホールディングス株式会社
所 在 地			東京都千代田区丸ノ内一丁目3番1号 東京銀行協会ビル17階
代 表 者 の 氏 名			代表取締役 小浜直人
資 本 金 の 額			10,000,000 円
事 業 の 内 容			・ 有価証券の保有、運用その他の投資業 ・ 資産運用に関する情報提供・コンサルタント業務
大 株 主			オリンパス・キャピタル・アトム・ホールディングス・エルピー(Olympus Capital Atom Holdings, L.P.) 100%
当 社 と の 関 係	出 資 関 係	当社が保有している取得者の株式の数	0 株
		取得者が保有している当社の株式の数	0 株
	取 引 関 係 等		
	人 事 関 係		
			該当事項はありません。
			当社の代表取締役である植田剛史が同社の取締役を兼任しております。 当社の取締役である小浜直人が同社の代表取締役を兼任しております。

(2) 無担保転換社債型新株予約権付社債（第1回及び第2回）の割当予定先

割 当 予 定 先 の 名 称			オリンパス・キャピタル・アトム・ホールディングス・エルピー(Olympus Capital Atom Holdings, L.P.)
所 在 地			香港特别行政区、51-13 3406、77-13 5113、5117
代 表 者 の 氏 名			ダニエル・アール・ミンツ
資 本 金 の 額			2 香港ドル
事 業 の 内 容			プライベートエクイティ投資を主とするファンドの運用
大 株 主			ジェネラル・パートナー：オリンパス キャピタル ホールディングス アジア ホンコン リミテッド (General Partner：Olympus Capital Holdings Asia (Hong Kong) Limited)
当 社 と の 関 係	出 資 関 係	当社が保有している取得者の株式の数	該当事項はありません。
		取得者が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取 引 関 係 等		
	人 事 関 係		
			該当事項はありません。
			該当事項はありません。

(注) 印の事項は、割当予定先の業務執行者であるジェネラル・パートナーに関する事項を記載しております。

6. 大株主の異動状況

普通株式の発行による大株主の異動状況は以下のとおりです(議決権付株式の総数に対する比率が5%を超える先については、個別名を記載しております。)

平成 17 年 3 月 31 日現在：	佐々木 正時	2,918,143 株	27.9%
	その他株主	7,544,053 株	72.1%
普 通 株 式 発 行 後：	オリンパス・キャピタル・ダイニング・ホールディングス株式会社	11,000,000 株	51.3%
	佐々木 正時	2,918,143 株	13.6%
	その他株主	7,544,053 株	35.1%

7. 効力発生

普通株式及び無担保転換社債型新株予約権付社債(第1回・第2回)については、有価証券届出書の効力発生を条件とします。

8. 上場予定

第1回優先株式及び無担保転換社債型新株予約権付社債(第1回・第2回)について上場の予定はございません。

9. 継続保有に関する事項

普通株式及び第1回優先株式について、当社は、割当予定先との間において、発行日から2年以内に譲渡する場合は当社へ報告する旨の確約をいただく予定です。

10. 今後の日程

(1) 普通株式・第1回優先株式

平成 17 年 6 月 24 日 株主総会決議
平成 17 年 7 月 6 日 取締役会決議
平成 17 年 7 月 6 日 有価証券届出書提出(普通株式)
平成 17 年 7 月 6 日 臨時報告書提出(優先株式)
平成 17 年 7 月 14 日 有価証券届出書効力発生
平成 17 年 7 月 14 日 申込期日・払込期日
平成 17 年 7 月 14 日 新株式発行予定日

(2) 無担保轉換社債型新株予約権付社債（第1回・第2回）

平成 17 年 6 月 24 日 株主総会決議

平成 17 年 7 月 6 日 取締役会決議

平成 17 年 7 月 6 日 有価証券届出書提出

平成 17 年 7 月 14 日 有価証券届出書効力発生

平成 17 年 7 月 14 日 申込期日・払込期日

平成 17 年 7 月 14 日 社債発行予定日

以上

株式会社アトム普通株式
新株発行要項

1. 商 号 : 株式会社アトム
2. 新 株 の 種 類 : 株式会社アトム普通株式
3. 1 単元の株式の数 : 100 株
4. 発 行 株 式 数 : 11,000,000 株
5. 発 行 価 額 : 1 株につき 200 円
6. 発行価額の総額 : 2,200,000,000 円
7. 資 本 組 入 額 : 1 株につき 100 円
8. 資本組入額の総額 : 1,100,000,000 円
9. 発行価額中資本に組み入れない額 : 1 株につき 100 円
10. 申 込 期 日 : 2005 年 7 月 14 日 (木)
11. 払 込 期 日 : 2005 年 7 月 14 日 (木)
12. 発 行 年 月 日 : 2005 年 7 月 14 日 (木)
13. 配 当 起 算 日 : 2005 年 4 月 1 日 (金)
14. 割 当 方 法 : 第三者割当の方法によりリソース・キャピタル・ダイング・ホールディングス株式会社に対して全てを割り当てる。

株式会社アトム第1回優先株式
新株発行要項

1. 商 号 : 株式会社アトム
2. 新 株 の 種 類 : 株式会社アトム第1回優先株式(以下「優先株式」という。)
3. 1単元の株式の数 : 100株
4. 発 行 株 式 数 : 9,000,000株
5. 発 行 価 額 : 1株につき 200円
6. 発行価額の総額 : 1,800,000,000円
7. 資 本 組 入 額 : 1株につき 100円
8. 資本組入額の総額 : 900,000,000円
9. 発行価額中資本に組み入れない額 : 1株につき 100円
10. 申 込 期 日 : 2005年7月14日(木)
11. 払 込 期 日 : 2005年7月14日(木)
12. 発 行 年 月 日 : 2005年7月14日(木)
13. 配 当 起 算 日 : 2005年4月1日(金)
14. 割 当 方 法 : 第三者割当の方法によりリパース・キャピタル・ダイング・ホールディングス株式会社に対して全てを割り当てる。

15. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金が支払われた場合、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 200 \text{円} \times 2\%$$

(2) 優先中間配当金の額

中間配当を行う場合、当社は、優先株主又は優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額を支払う。

(3) 累積条項

ある営業年度において、優先株主又は優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、優先配当金及び普通株主若しくは普通登録質権者に対する利益配当金に先立って、これを優先株主又は優先登録質権者に支払う。

(4) 非参加条項

優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当を行わない。

16. 残余財産の分配

- (1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株主又は優先登録質権者に対し、優先株式 1 株につき 200 円及び累積未払優先配当金相当額を支払う。
- (2) 優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

17. 買受け

- (1) 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、優先株式のみを買い受けることができる。
- (2) 優先株主は、当社が行う他の種類の株式に関する買受けについて、商法第 210 条第 7 項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第 6 項の招集通知の記載を要しない。

18. 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

19. 分割又は併合

当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

20. 買取請求

- (1) 優先株主は、2005 年 11 月 1 日以降いつでも、優先株式 1 株につき 200 円に買取りの効力発生日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。
- (2) 日割未払優先配当金相当額は、買取りがなされる営業年度に係る優先配当金について、1 年を 365 日とし、買取りを行う日の属する営業年度の初日から買取りの効力発生日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）とする。
- (3) 買取請求は、買取りの効力発生日が属する営業年度の直前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前営業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する営業年度において既に行取りが実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

21. 転換予約権

- (1) 転換を請求し得べき期間
転換を請求し得べき期間は、2005 年 11 月 1 日以降とする。
- (2) 転換の条件
優先株式は、1 株につき下記(a)及び(b)に定める転換価額により、優先株式を当社の普通株式に転換することができる。
 - (a) 当初転換価額
転換価額は、当初 200 円とする。
 - (b) 転換価額の調整
 - (i) 転換価額は、優先株式の発行日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される（以下、調整後の転換価額を「調整後転換価額」という。）。調整後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、かかる発行又は移転を合せて「交付」という。）（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合。

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合。

調整後転換価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合。

調整後転換価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当りの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (ii) 本第(b)項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 上記(i)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、転換価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合。

第 号のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合。

- (iv) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整を行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (v) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (vi) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (vii) 転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、それぞれ以下をいう。

上記(i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。)

上記(i)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

上記(i)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額

上記(i)の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当りの発行価額

(3) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(4) 転換の請求により交付する株式の内容

当社普通株式

(5) 転換請求受付場所

株式会社アトム名古屋本社

(6) 転換の効力の発生

転換の効力は、当社所定の転換請求書及び優先株券が前記(5)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 転換後第1回目の配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

株式会社アトム
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

1. 商 号 : 株式会社アトム
2. 社 債 の 名 称 : 株式会社アトム第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という。)
3. 本社債の発行日 : 2005年7月14日(木)
4. 払 込 期 日 : 2005年7月14日(木)
5. 償 還 日 : 2010年7月14日(水)
6. 社 債 の 総 額 : 600,000,000 円
7. 各 社 債 の 金 額 : 1,000,000 円の1種とする。
8. 社 債 券 の 形 式 : 無記名式とし、記名式への変更はできない。
9. 利 率 : 2%
10. 発 行 価 額 : 額面100円につき金100円とする。ただし、本新株予約権は無償にて発行する。
11. 償 還 価 額 : 額面100円につき金100円とする。
12. 物上担保及び保証 : 本社債には物上担保又は保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
13. 本社債の譲渡
 - (1) 本社債は、社債券の引渡しにより譲渡することができる。
 - (2) 本社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
 - (3) 譲受人は、本社債を譲り受けた旨を当社に通知し、氏名及び住所を社債原簿及び新株予約権原簿に記載するための手続きをとらなければ、本要項に基づく社債権者としての権利を当社に対して主張できない。
14. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、償還日にその総額を償還する。
 - (2) 償還日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。
 - (4) 本社債を消却する場合、当社は、取得した本新株予約権につき、その権利を放棄する。
15. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還日までこれを付し、2006年7月14日を第1回の支払期日として2005年7月15日から当該日までの分を支払い、その後毎年7月14日（以下「利払日」という。）に各々その日までの分を後払いする。ただし、1か年に満たない利息を計算するときは、1年を365日とし、実日数に応じて日割り計算する。
- (2) 本新株予約権の行使がなされた場合、直近の利払日の翌日から行使の効力発生日の前日までの利息を日割計算で支払う。
- (3) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日をもって利払日とする。
- (4) 償還日後は本社債に利息を付さない。

16. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付する本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は、額面金額1,000,000円につき1個とし、合計600個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する新株予約権の付与割合は100パーセントとする。
- (2) 本新株予約権の発行価額
無償とする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、発行又は移転を併せて「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号(b)記載の行使価額（ただし、本項第(10)号によって調整された場合は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使請求期間
本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、2005年10月15日から2010年7月13日（同日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。）までの間（以下「行使請求期間」という。）いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
該当事項なし
- (6) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件
該当事項なし
- (7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
 - (a) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
 - (b) 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債を額面100円につき100円の割合で償還することに代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みとする請求があったものとみなし、1株につき300円（以下「行使価額」という。）で当社の普通株式を交付する。
- (8) 本新株予約権の行使による新株の発行価額中資本に組み入れざる額
本新株予約権の行使により新株を発行する場合におけるその新株の発行価額中資本に組み入れざる額は、行使価額から資本組入額を減じた額とする。資本組入額とは、行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。
- (9) 行使価額の修正
行使価額は、2008年7月14日（以下「修正日」という。）をもって、500円（以下「修正行

使価額」という。)に修正され、修正日以降、当該修正行使価額を適用する。

(10) 行使価額の調整

- (a) 当社は、本社債の発行後、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、以下に定める各時期以降、当該調整後行使価額を適用する。調整後行使価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- (i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を交付(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)する場合。
調整後行使価額は、払込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合。
調整後行使価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (iv) 新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額(商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合。
調整後行使価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (b) 本第(10)項において、「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (c) 本第(10)項第(a)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (i) 合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、行使価額の調整を必要とする場合。
- (ii) 上記(i)のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生に

より、行使価額の調整を必要とする場合。

- (iii) 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合。
 - (d) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、行使価額の調整を行わない。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
 - (e) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。
 - (f) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
 - (g) 行使価額調整式で使用する 1 株当りの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
 - (i) 上記第(a)号(i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。）
 - (ii) 上記第(a)号(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は 0 円
 - (iii) 上記第(a)号(iii)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額
 - (iv) 上記第(a)号(iv)の新株予約権の行使により発行される普通株式 1 株当りの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該 1 株当りの発行価額
 - (h) 修正日の前日までの間に本第(10)項の規定により行使価額の調整を行う場合、修正後行使価額についても、「行使価額」を「修正行使価額」に置き換えたとし、行使価額調整式を適用して同様の調整を行い（以下「調整後修正行使価額」という。）上記第(c)号の規定により行使価額の調整を行う場合、修正行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に調整される。
 - (i) 本第(10)項により行使価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本社債権者に対して通知する。
- (11) 本社債の行使請求受付事務は、第(13)項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (12) 行使の方法
- (a) 行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、その社債券を添えて本項第(4)号の行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (b) 行使請求受付場所に対して行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (13) 行使請求受付場所
名義書換代理人事務取扱場所
- (14) 行使の効力
- (a) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
 - (b) 行使請求により交付された当社の普通株式の配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間になされたときは 10

月 1 日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

- (15) 当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (16) 当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

17. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第 341 条ノ 2 に定められた新株予約権付社債であって、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす旨を取締役会で決議したものをいう。

18. 利益維持

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社の決算期における監査済の損益計算書(財務諸表等規則による。)に示される経常損益が 2 期連続して損失となった場合、又は当社の決算期において当社が債務超過となった場合、当社は、本社債権者による当社への通知により、本社債全額について期限の利益を喪失する。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う(以後本新株予約権を行使することはできない。)

- (1) 当社が第14項又は第15項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第16項第(10)号又は第17項に定める規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後 1 か月を下回らない期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定又は会社整理開始若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

20. 社債券の喪失等

- (1) 本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り社債券を交付する。

- (2) 本社債の社債券を毀損又は汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
- (3) 代り社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

21. 本社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して本社債権者に対する通知を行う場合の公告は日本経済新聞にこれを掲載する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対して、直接に通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都又は愛知県においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、本社債の社債券又は社債登録内容証明書を社債管理会社に供託したうえ、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理会社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 社債要項の公示

当社は、その本社に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

24. 社債に関する事項の変更

- (1) 本要項及び社債管理委託契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度、当社及び社債管理会社は相互にこれに関する協定をする。ただし、本社債の社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更は、裁判所の許可を得たうえ、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに、当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前号の協定及び社債権者集会の議事録は、本要項及び社債管理委託契約と一体をなす。

25. 社債管理会社

住友信託銀行株式会社

26. 登録機関

住友信託銀行株式会社

27. 元利金支払事務取扱者及び元利金支払場所

住友信託銀行株式会社 東京営業部
UFJ信託銀行株式会社 本店

28. 行使請求取次場所

UFJ信託銀行株式会社 本店
住友信託銀行株式会社 東京営業部

29. 割当方法

第三者割当の方法によりオリンパス・キャピタル・アトム・ホールディングス・エルピー(OLYMPUS CAPITAL ATOM HOLDINGS L.P.) に対して全てを割り当てる。

株式会社アトム
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

1. 商 号 : 株式会社アトム
2. 社 債 の 名 称 : 株式会社アトム第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という。)
3. 本社債の発行日 : 2005 年 7 月 14 日 (木)
4. 払 込 期 日 : 2005 年 7 月 14 日 (木)
5. 償 還 日 : 2010 年 7 月 14 日 (水)
6. 社 債 の 総 額 : 500,000,000 円
7. 各 社 債 の 金 額 : 1,000,000 円の 1 種とする。
8. 社 債 券 の 形 式 : 無記名式とし、記名式への変更はできない。
9. 利 率 : 2%
10. 発 行 価 額 : 額面 100 円につき金 100 円とする。ただし、本新株予約権は無償にて発行する。
11. 償 還 価 額 : 額面 100 円につき金 100 円とする。
12. 物上担保及び保証 : 本社債には物上担保又は保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
13. 本社債の譲渡
 - (1) 本社債は、社債券の引渡しにより譲渡することができる。
 - (2) 本社債は商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより、本社債と本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
 - (3) 譲受人は、本社債を譲り受けた旨を当社に通知し、氏名及び住所を社債原簿及び新株予約権原簿に記載するための手続きをとらなければ、本要項に基づく社債権者としての権利を当社に対して主張できない。
14. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、償還日にその総額を償還する。
 - (2) 償還日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。
 - (4) 本社債を消却する場合、当社は、取得した本新株予約権につき、その権利を放棄する。
15. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還日までこれを付し、2006年7月14日を第1回の支払期日として2005年7月15日から当該日までの分を支払い、その後毎年7月14日（以下「利払日」という。）に各々その日までの分を後払いする。ただし、1か年に満たない利息を計算するときは、1年を365日とし、実日数に応じて日割り計算する。
- (2) 本新株予約権の行使がなされた場合、直近の利払日の翌日から行使の効力発生日の前日までの利息を日割計算で支払う。
- (3) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日をもって利払日とする。
- (4) 償還日後は本社債に利息を付さない。

16. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付する本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は、額面金額1,000,000円につき1個とし、合計500個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する新株予約権の付与割合は100パーセントとする。
- (2) 本新株予約権の発行価額
無償とする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、発行又は移転を併せて「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号(b)記載の行使価額（ただし、本項第(9)号によって調整された場合は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使請求期間
本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、2008年7月14日から2010年7月13日（同日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。）までの間（以下「行使請求期間」という。）いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
該当事項なし
- (6) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件
該当事項なし
- (7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
 - (a) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
 - (b) 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債を額面100円につき100円の割合で償還することに代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みとする請求があったものとみなし、1株につき500円（以下「行使価額」という。）で当社の普通株式を交付する。
- (8) 本新株予約権の行使による新株の発行価額中資本に組み入れざる額
本新株予約権の行使により新株を発行する場合におけるその新株の発行価額中資本に組み入れざる額は、行使価額から資本組入額を減じた額とする。資本組入額とは、行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。
- (9) 行使価額の調整
 - (a) 当社は、本社債の発行後、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以

下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、以下に定める各時期以降、当該調整後行使価額を適用する。調整後行使価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当りの払込金額・処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- (i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を交付（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合。
調整後行使価額は、払込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。
 - (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。
 - (iii) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合。
調整後行使価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
 - (iv) 新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合。
調整後行使価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (b) 本第(9)項において、「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (c) 本第(9)項第(a)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (i) 合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、行使価額の調整を必要とする場合。
 - (ii) 上記(i)のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、行使価額の調整を必要とする場合。
 - (iii) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されてい

るとみなされる場合。

- (d) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、行使価額の調整を行わない。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
 - (e) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。
 - (f) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
 - (g) 行使価額調整式で使用する 1 株当りの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
 - (i) 上記第(a)号(i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。）
 - (ii) 上記第(a)号(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は 0 円
 - (iii) 上記第(a)号(iii)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額
 - (iv) 上記第(a)号(iv)の新株予約権の行使により発行される普通株式 1 株当りの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該 1 株当りの発行価額
 - (h) 本第(9)項により行使価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本社債権者に対して通知する。
- (10) 本社債の行使請求受付事務は、第(12)項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (11) 行使の方法
- (a) 行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、その社債券を添えて本項第(4)号の行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (b) 行使請求受付場所に対して行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (12) 行使請求受付場所
名義書換代理人事務取扱場所
- (13) 行使の効力
- (a) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
 - (b) 行使請求により交付された当社の普通株式の配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (14) 当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (15) 当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

17. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす旨を取締役会で決議したものをいう。

18. 利益維持

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社の決算期における監査済の損益計算書(財務諸表等規則による。)に示される経常損益が2期連続して損失となった場合、又は当社の決算期において当社が債務超過となった場合、当社は、本社債権者による当社への通知により、本社債全額について期限の利益を喪失する。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う(以後本新株予約権を行使することはできない。)

- (1) 当社が第14項又は第15項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第16項第(9)号又は第17項に定める規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後1か月を下回らない期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定又は会社整理開始若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

20. 社債券の喪失等

- (1) 本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り社債券を交付する。
- (2) 本社債の社債券を毀損又は汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
- (3) 代り社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。

21. 本社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して本社債権者に対する通知を行う場合の公告は日本経済新聞にこれを掲載する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対して、直接に通

知する方法によることができる。

22. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都又は愛知県においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、本社債の社債券又は社債登録内容証明書を社債管理会社に供託したうえ、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理会社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 社債要項の公示

当社は、その本社に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

24. 社債に関する事項の変更

- (1) 本要項及び社債管理委託契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度、当社及び社債管理会社は相互にこれに関する協定をする。ただし、本社債の社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更は、裁判所の許可を得たうえ、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに、当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前号の協定及び社債権者集会の議事録は、本要項及び社債管理委託契約と一体をなす。

25. 社債管理会社

住友信託銀行株式会社

26. 登録機関

住友信託銀行株式会社

27. 元利金支払事務取扱者及び元利金支払場所

住友信託銀行株式会社 東京営業部
UFJ信託銀行株式会社 本店

28. 行使請求取次場所

UFJ信託銀行株式会社 本店
住友信託銀行株式会社 東京営業部

29. 割当方法

第三者割当の方法によりオリンパス・キャピタル・アトム・ホールディングス・エルピー(OLYMPUS CAPITAL ATOM HOLDINGS L.P.)に対して全てを割り当てる。